平成19年度の決算状況

復には至っていないことや生産年齢人口が減少傾向にあることに変わりはなく、今後はこのような伸びを見込むことは難しい状況にあります。

次に、地方交付税について説明します。4ページ【表3】をご覧ください。

地方交付税は、国税として徴収される税の一定割合を地方に交付する仕組みになっていますが、景気の低迷などで税収が不足し、地方に必要な地方交付税を確保できない場合は、国が借金をして地方に交付していました。しかし、平成13年度からは、不足分については国と地方がその借金を折半して対応するよう見直しが行われました。この地方の借金のことを『臨時財政対策債』（その元利償還金は、100％後年度の地方交付税で交付されます）といいます。もともと地方交付税として交付されていたものが、臨時財政対策債に変更されたことから、これらの合計は実質的な地方交付税と言えます。

平成16年度には、三位一体の改革に伴って、国の予算で実質的な地方交付税が合わせて約3兆円削減されたことから、全国の地方自治体は甚大な影響を受けましたが、このことは現在もなお地方財政に大きな影を落としています。

登別市の場合は、平成19年度の実質的な地方交付税は、前年度と比べると約2億9千万円の減額となっていますが、三位一体の改革前の平成15年度との比較では約8億7千万円も減額されています。

市の歳入は、実質的な地方交付税への依存度が高く、この減額は、今日の厳しい財政状況に至った大きな要因の一つと言えます。

【表2】平成19年度一般会計決算の歳入内訳（前年度比較）

費目	平成19年度	平成18年度	増減
市税	56.4億円	51.2億円	5.3億円
地方交付税	49.8億円	52.2億円	△ 2.4億円
国・道支出金	30.8億円	34.2億円	△ 3.4億円
市債	15.1億円	12.7億円	2.4億円
その他	39.9億円	42.5億円	△ 2.6億円
合計	192.1億円	192.9億円	△ 0.7億円

※各項目で表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げ額が一致しない個所があります。

【グラフ2】一般会計歳入予算全体に占める割合

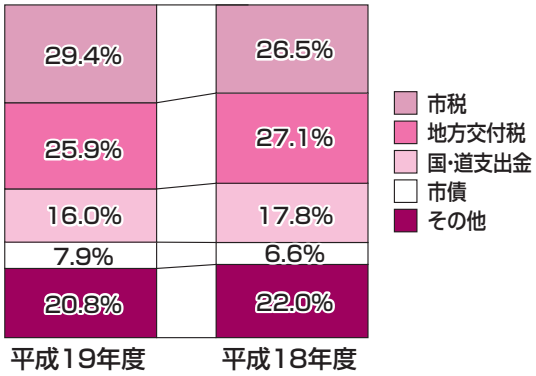

財政用語解説①

【特別会計】

特別会計とは、例えば給食費で給食の材料費を賄うような、特定の歳入をもって特定の歳出（事業）に充てる事業について、その収支を明らかにするために一般会計と切り離して経理（財布を分ける）しているものをいいます。

●国民健康保険特別会計

国民健康保険加入者の医療費を負担（7割～9割）する事業のほか、各種検診の助成や健康づくりなどの事業を行っています。

●学校給食事業特別会計

市内の小・中学校や保育所に給食を調理・配送し、子どもたちに必要な栄養を考えた給食を提供する事業を行っています。

●公共下水道事業特別会計

都市基盤整備の一貫である公共下水道の施設整備と管理運営を行っています。平成19年度は、主に登別東町・登別本町のうち、約38・6ヘクタールの区域を整備し、3月末の下水道普及率は約90・5％になりました。

また、公共下水道整備区域外では、市民の要望により市が浄化槽を設置・維持管理をする『個別排水処理施設整備事業』を行っています。

●老人保健特別会計

高齢者の医療費を負担（7割～9割）する事業を行っています。

※平成20年度は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年3月診療分までの医療費を負担しています。

●簡易水道事業特別会計

札内地区などの飲料・営農用水施設整備などの事業を行っています。

●介護保険特別会計

介護保険法に基づいて、介護が必要な高齢者などを対象に、介護サービス事業を行っています。

●カルルス温泉スキー場事業特別会計

カルルス温泉サンライバスキー場を運営し、ウインタースポーツの振興と観光振興、カルルス地区の活性化を図ります。

【企業会計】

企業会計とは、市が独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業（地下鉄、バス、水道、病院など）を行う場合に、地方公営企業法の規定に基づいて設置する会計です。

登別市では水道事業会計がこれに当たります。

●水道事業会計

安全で良質な水の供給や配水管の整備などの事業を行っています。